

京都市告示第 5 8 1 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更及び廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 8 年 2 月 3 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧 新	起 点 終 点
1	大原水 0 1 8 4 号	旧	京都市左京区大原戸寺町312番地の2 京都市左京区大原戸寺町310番地の3
		新	京都市左京区大原戸寺町312番地の2 京都市左京区大原戸寺町312番地の2

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	大原水 0 1 8 1 号	京都市左京区大原戸寺町307番地地先 京都市左京区大原戸寺町304番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)